

# お知らせ

平成28年4月1日から開発許可等の事務が「川島町」及び「吉見町」に権限移譲される予定です

**平成28年4月1日から**、川島町及び吉見町における都市計画法（以下、「法」という。）に基づく開発許可等の事務は、川島町及び吉見町で行う予定です。



埼玉県のマスコット  
コバトン

移譲される 主な事務	法第29条第1項に基づく開発許可
	法第36条第2項に基づく検査及び検査済証の交付
	法第43条第1項に基づく建築行為等の許可
	法施行規則第60条の証明書（適合証明書）の交付

※ 平成28年4月1日以降の開発許可等の申請に係る手数料については、申請先の町に納めてください。

## 【お問い合わせ先】

川島町まち整備課 TEL: 049-299-1763 (直通)	県川越建築安全センター 東松山駐在 開発指導担当 TEL: 0493-22-4341 (直通)	県都市計画課 TEL: 048-830-5478 (直通)
吉見町まち整備課 TEL: 0493-63-5018 (直通)		

※ 平成28年4月1日以降、問い合わせ先の担当課名は変更になる場合があります。